

## 「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p> <p>令和3年 <u>6月18日</u> 変更</p> <p>岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【参考：緊急事態措置等に関する経緯】</p> <p>令和2年4月16日 「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定</p> <p>令和2年5月14日 上記区域からの除外</p> <p>令和3年1月14日 「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定</p> <p>令和3年3月1日 上記区域からの除外</p> <p>令和3年5月9日 「まん延防止等重点措置」区域に指定</p> <p><u>令和3年6月21日</u> <u>上記区域からの除外</u></p>	<p>コロナ社会を生き抜く行動指針</p> <p>令和3年 <u>5月29日</u> 変更</p> <p>岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部</p> <p>はじめに (略)</p> <p>【参考：緊急事態措置等に関する経緯】</p> <p>令和2年4月16日 「緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒県）」に指定</p> <p>令和2年5月14日 上記区域からの除外</p> <p>令和3年1月14日 「緊急事態措置を実施すべき区域」に指定</p> <p>令和3年3月1日 上記区域からの除外</p> <p>令和3年5月9日 「まん延防止等重点措置」区域に指定</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
目次	目次
1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	1 県民の皆さん・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2 事業所・店舗	2 事業所・店舗
（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項） <u>5</u>	（1）すべての事業所・店舗において対応すべき事項（共通事項） <u>4</u>
（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）	（2）共通事項に加え、事業所・店舗に応じ特に対応すべき事項（個別事項）
① 飲食店（接待を伴う飲食以外）・・・・・・・・ <u>8</u>	① 飲食店（接待を伴う飲食以外）・・・・・・・・ <u>7</u>
② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）・・・・・・・・ <u>9</u>	② 小売業（スーパーマーケット、各種物販店）・・・・・・・・ <u>8</u>
③ 観光業（宿泊施設、観光施設）・・・・・・・・ <u>10</u>	③ 観光業（宿泊施設、観光施設）・・・・・・・・ <u>9</u>
④ 遊技施設等〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター〕・・・・・・・・ <u>11</u>	④ 遊技施設等〔カラオケ店、ライブハウス、 パチンコ店、ゲームセンター〕・・・・・・・・ <u>10</u>
⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）・・・・・・・・ <u>13</u>	⑤ 接待を伴う飲食店（「夜の街」）・・・・・・・・ <u>12</u>
⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・ <u>14</u>	⑥ スポーツジム、マッサージ、理美容業、合唱サークル、 カラオケ教室等、マージャン店・・・・・・・・ <u>13</u>
3 県の催事施設	3 県の催事施設
共通する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>17</u>	共通する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>16</u>
（1）屋内の催事施設・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>18</u>	（1）屋内の催事施設・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>17</u>
（2）屋外の催事施設・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>19</u>	（2）屋外の催事施設・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>18</u>
（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント・・・・・・・・ <u>20</u>	（3）歌唱・演奏・演劇等のステージイベント・・・・・・・・ <u>19</u>

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧
<p>1 県民の皆さん (略)</p> <p>○高感染リスクから遠ざかりましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意が必要です。 （注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。</li> </ul> <p><u>○ワクチンを接種された皆さんへ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。</u></li> <li><u>ワクチンを接種してから免疫がつくまでに12日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。</u></li> <li><u>ワクチンを接種した後も決して油断せず、「マスク着用」、「手洗い・消毒」、「三密のうち一つでも回避」、「体調不良のときは行動ストップ」といった、基本的な感染対策の徹底の継続をお願いします。</u></li> </ul> <p>2 事業所・店舗 (略)</p>	<p>1 県民の皆さん (略)</p> <p>○高感染リスクから遠ざかりましょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意が必要です。 （注）ナイトクラブ等接待を伴う飲食店、スポーツジムなど呼気が激しくなる室内運動の場など、感染の恐れが高い場所は特に注意しましょう。</li> </ul> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2 事業所・店舗 (略)</p>

「コロナ社会を生き抜く行動指針」新旧対照表

新	旧												
<p>3 県の催事施設</p> <p>（市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。）</p> <p>なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談<u>及び事後対応を実施</u>すること。</p> <p><b>※ 共通する事項</b></p> <p>（中略）</p> <p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、<a href="#">令和3年6月17日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」</a>に準拠する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容率※3</th> <th style="text-align: center;">人数上限※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大声なし※1 100%以内</td> <td style="text-align: center;">5,000人  又は</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大声あり※2 50%以内</td> <td style="text-align: center;"><u>収容定員50%以内（上限10,000人）</u>  <u>のいずれか大きい方</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合</p> <p>※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件</p>	収容率※3	人数上限※3	大声なし※1 100%以内	5,000人  又は	大声あり※2 50%以内	<u>収容定員50%以内（上限10,000人）</u>  <u>のいずれか大きい方</u>	<p>3 県の催事施設</p> <p>（市町村、民間の催事施設においても、以下を参考としていただきたい。）</p> <p>なお、各業界が定める業種別ガイドラインに則した感染防止策にも留意すること。また、全国的な人の移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、当該イベント主催者とともに県に事前相談_____すること。</p> <p><b>※ 共通する事項</b></p> <p>（中略）</p> <p>・イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下のとおりとする（1イベントあたり。時間をずらす等の工夫は可能）。詳細は、<a href="#">令和3年5月28日付け事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」</a>に準拠する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">収容率※3</th> <th style="text-align: center;">人数上限※3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">大声なし※1 100%以内</td> <td style="text-align: center;">5,000人  _____</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大声あり※2 50%以内</td> <td style="text-align: center;">_____</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合</p> <p>※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち収容率は50%を超える場合がある。</p> <p>※3 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を</p>	収容率※3	人数上限※3	大声なし※1 100%以内	5,000人  _____	大声あり※2 50%以内	_____
収容率※3	人数上限※3												
大声なし※1 100%以内	5,000人  又は												
大声あり※2 50%以内	<u>収容定員50%以内（上限10,000人）</u>  <u>のいずれか大きい方</u>												
収容率※3	人数上限※3												
大声なし※1 100%以内	5,000人  _____												
大声あり※2 50%以内	_____												

(略)

を満たす必要)。

(略)

満たす必要)。